

第 2 次健康やまがた安心プランのうち
「がん対策推進計画」「循環器病対策推進計画」の中間見直しについて

1 第 2 次健康やまがた安心プランについて

(1) プランの概要

法令に基づく次の 4 つの計画をまとめて令和 6 年 3 月に策定

計 画	根拠法令
山形県健康増進計画（第 3 次）	健康増進法第 8 条第 1 項
山形県がん対策推進計画（第 4 次）	がん対策基本法第 12 条第 1 項
山形県循環器病対策推進計画（第 2 次）	循環器病対策基本法第 11 条第 1 項
山形県歯科口腔保健計画（第 4 次）	歯科口腔保健の推進に関する法律第 13 条第 1 項及び やまがた歯と口腔の健康づくり推進条例第 9 条第 1 項

(2) 理念と全体目標

理 念：「健康長寿日本一」の実現

全体目標：平均寿命の延びを上回る健康寿命の延伸

(3) 計画期間と中間見直しの時期

計画ごと以下のとおりとなっている。

計画及び期間		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
第 4 次山形県総合発展計画	R2～(概ね 10 年)													
第 2 次健康やまがた安心プラン	R6～17(12 年間、R11 中間見直し)													
○ 山形県健康増進計画	R6～17(12 年間、R11 中間見直し)	前期計画												
○ 山形県がん対策推進計画	R6～11(6 年間、R8 中間見直し)													
○ 山形県循環器病対策推進計画	R6～11(6 年間、R8 中間見直し)													
○ 山形県歯科口腔保健計画	R6～17(12 年間、R11 中間見直し)													

※令和 8 年度は、「がん対策推進計画」「循環器病対策推進計画」が見直し時期

なお、「がん対策」「循環器病対策」に係る国の基本計画の期間は、以下のとおりとなっている。

計画及び期間		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
第 4 期がん対策推進基本計画	R5～10(6 年間、R8 中間評価公表)													
第 2 期循環器病対策推進基本計画	R5～10(6 年間、R8 中間評価公表)													

2 中間見直しの進め方について

(1) 中間見直しで実施する内容

- ①目標達成状況の把握及び評価
- ②社会情勢の変化を踏まえた現行プランの見直し検討
- ③見直し内容の公表

「安心プラン」策定（R6.3）以降の主な社会情勢の変化

＜がん対策分野＞

- ・がん5年生存率の把握方法変更の検討（「院内がん登録」から「全国がん登録」）
- ・2024年を見据えたがん医療提供体制の均てん化・集約化の検討

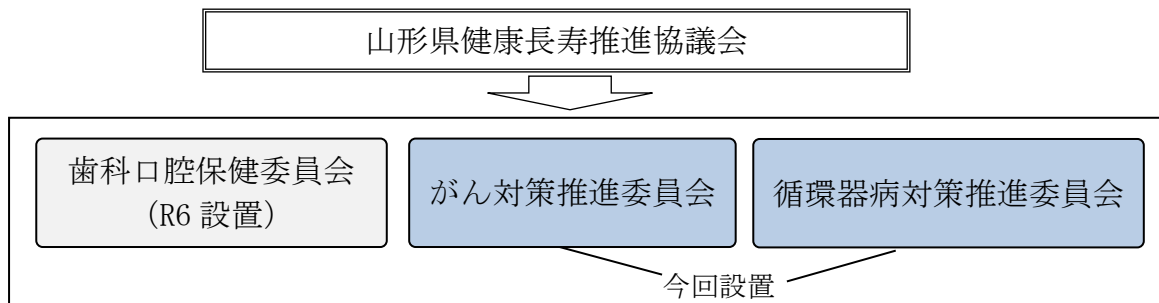
＜循環器病対策分野＞

- ・脳卒中・心臓病等総合支援センターの設置（本県：山形大学医学部附属病院）
- ・日本高血圧学会「高血圧管理・治療ガイドライン 2025」による降圧目標の変更（医療機関で測定した血圧：130/80mmHg未満） など

上記のほか、国が今年秋頃に公表する中間評価を踏まえ、施策の方向性や目標指標の追加・修正等について議論する。

（2）中間見直しの検討体制

○本協議会（健康長寿推進協議会）に下図のとおり委員会を設け、検討を進める（協議会設置要綱第6条、すでに「歯科口腔保健委員会」を設置）。



○委員会のメンバーは、令和5年度に設置した「次期『健康やまがた安心プラン』策定委員会」の「がん対策部会」「循環器病対策部会」をベースに、関係組織に委員の推薦を依頼する予定。

がん対策推進委員会（11人）

・県医師会 ・山形大学医学部 ・やまがた健康推進機構 ・県立中央病院 ・県歯科医師会 ・県看護協会 ・県薬剤師会 ・県放射線技師会 ・県立米沢栄養大学 ・市町村代表 ・患者代表

循環器病対策推進委員会（11人）

・県医師会 ・山形大学医学部（心臓病＋脳卒中）
・県立保健医療大学 ・県看護協会 ・県薬剤師会
・県栄養士会 ・県医療ソーシャルワーカー協会
・協会けんぽ山形支部 ・市町村代表 ・患者代表

（3）中間見直しスケジュール（予定）

時 期	内 容
～R8.8	目標達成状況の把握、課題整理
R8.9	第1回委員会（がん対策・循環器病対策それぞれ）…方向性の確認
R8 秋頃	国基本計画中間評価の公表（がん対策・循環器病対策それぞれ）
R8.12	第2回委員会（がん対策・循環器病対策それぞれ）…中間見直し内容の整理
R9.1～2	中間見直し（案）に対する意見募集の実施
R9.3	健康長寿推進協議会…中間見直し内容の確認
R9.3	中間見直しの策定、公表

※本日の協議会において、上記のとおり委員会を設置することについて了承願います。